

令和4年度

玉野市結婚新生活支援事業補助金

新婚さんの新生活を応援！結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用を補助します！



《受付期間》

令和4年4月1日～
令和5年2月28日

《補助限度額》

ご夫婦お二人の年齢が、

29歳以下…………… **60**万円

30～39歳以下・ **30**万円

《対象となる費用》

対象期間（R4.1.1～R5.2.28）に支払った経費

1. 住宅取得費（新築、購入）
2. 住宅リフォーム費
3. 住宅賃借費
（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）
4. 引越し費用



詳しくは市HPをご覧ください

《補助対象世帯》

次の全ての条件を満たす世帯

1. **令和4年1月1日以降**に新規に婚姻した世帯
2. 夫婦ともに居住する住宅が玉野市内にあり、その住宅に住民登録をしていること
3. 婚姻日時点で年齢が夫婦ともに **39歳以下**であること
4. 申請時における夫婦の所得合計が、**400万円未満**であること
（年収に換算すると約540万円未満に相当）
5. 夫婦ともに、玉野市の市税等に滞納がないこと
6. 市が指定する講座等に参加する意思があること（県が主催するセミナー等、別途通知）
7. 過去にこの補助金の交付を受けていないこと
8. 生活保護を受給していないこと
9. 夫婦ともに暴力団員または暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者でないこと



《手続き・流れ》

1. 申請 …………… 申請書に必要書類を添えて提出
2. 審査・交付決定… 内容を審査、交付の可否を決定し、結果を通知
3. 請求 …………… 請求書を提出
4. 補助金支払い…… 指定口座に振り込み

《必要書類》

- 補助金交付申請書
- 婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍全部事項証明
- 世帯の直近の所得証明書、その他夫婦の総所得がわかる書類
- 市税等の納税証明書または市税等の滞納がないことを示す証明書
- ◆住宅に関する書類◆
 - 物件の売買契約書または工事請負契約書の写し（住宅を購入する場合）
 - 物件の工事請負書の写し（住宅をリフォームする場合）
 - 物件の賃貸借契約書の写し及び領収書の写し（住宅を賃借する場合）
 - 住宅手当支給証明書（住宅を賃借する場合で会社等から手当を支給されている場合）
 - 引越しに係る領収書の写し（市内に引越す際に費用を申請する場合）
 - 対象期間内の支払額がわかる書類（領収書等）の写し
- ◆その他、該当する書類◆
 - 無職・無収入申告書兼誓約書
 - 離職票または退職証明書の写し等の無職であることが確認できる書類
 - 貸与型奨学金の返済額がわかる書類

《注意事項》

- ・申請を検討される方は、事前に総合政策課へご相談ください
- ・申請書、必要書類に不備がある場合は、受付できない場合があります。
- ・申請内容に変更があった場合には必ず総合政策課へお知らせください。
- ・本事業は先着(受付)とし、本市の予算額に達した時点で受付を終了します。

玉野市総合政策課 たまののくらし推進室

〒706-8510 玉野市宇野 1-27-1 玉野市役所 3階

TEL 0863-32-5580、FAX 0863-32-5507

受付時間 8時30分～17時15分（平日のみ）

